

議案第25号

大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月4日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。